

推進計画立案後記：「ギャンブル等依存症についての知識と情報の必要性」

※未定稿

ギャンブル等依存症は経済的な問題を中心として様々な問題と直結している現状がある。

その多くが最初、借金の表面化により、家族やその周囲の人々に問題として認知される。

しかし、それらに対する人々の対応は、「借金は恥」「借金さえなくなれば」と世間体が優先されてしまう。

早期の返済によって、本人に気づいてもらえるのではないかという期待を込めた対応が取られるのである。ところが、ギャンブルにのめり込んでいる時は状況判断の麻痺に陥り、深刻化していく多重債務の陰には、キャッシングや高額な利息を取るいわゆる闇金からの借入れまで存在している。

さらには、手をつけてはならないお金に手をつける横領や、着服あるいは窃盗として犯罪につながっていくリスクがある一方で、ギャンブルが問題となり家庭内においては、虐待・DV・離婚へと陥ってしまうのである。ついには返すことが出来ない借金によって身動きが取れなくなり、家族や周囲との人間関係が破綻し、将来への希望を失うことにより、自殺へのリスクが高まるなどの問題も生じているのである。

ギャンブル等依存症のメカニズムは、他のアルコール・薬物依存症と同様であり、ストレスの解消の手段として、あるいは虚しさや満たされない心を埋めるために、ギャンブルをすることで一時的な気分の高揚や解放感を体験する。つまり、「自己治療」として行われ、脳内の神経伝達物質のドーパミン・β-エンドルフィンといわれる快感物質の作用で快感や興奮を得ることにより、さらなる刺激を求め頻度が増加していく過程で依存が形成されるものである。そして、より一層の「刺激」を求めて進行していくのである。また、他の研究においては、快感物質をとまなわないPTSD(心的外傷後ストレス障害)のようなつらい体験が、依存の背景となっているものも存在する。

ここで重要なことは、ギャンブル等依存症は、適切な専門的介入と治療を受ければ、回復することができるのである。しかし、犯罪にまで手を染めてしまうと、犯罪だけが取り上げられ、治療が必要である行為障害が理解されないまま、「罪に問われること」が優先して経過してしまうのである。

加えて、一般的にギャンブル等依存症は他の依存症と同様に周囲からは「意思が弱い」「やりすぎるのが悪い」と言われ、自己責任が強調されて節度を持った行動を期待されるが、この依存症はアルコール依存症のように身体症状の出現などないことから、他の依存症と比べても病気や障害であるとの認識が薄いため介入や治療にも後手となってしまふ特徴を持つのである。

現在、予防啓発活動とギャンブル等依存症の正しい知識と情報の提供、そして適切な相談窓口と依存症等の専門的な相談に応じることができる人材の育成などが早急に求められている。今回の計画がギャンブル等依存症に悩む方達に対し一助となり、世間一般の方達にとっても依存症に対する理解に大きく貢献することを切に願うものである。

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会会長・長 坂 和 則

静岡福祉大学 社会福祉学部・教授

資料編

※未定稿

相談先一覧

1 精神保健福祉センター（依存症相談拠点）

静岡県内の精神保健福祉センターでは、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けています。御本人だけでなく、御家族からの相談も可能です。

（1）静岡県内にお住まいの方（静岡市、浜松市を除く）

面接相談を県内3会場で実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

会 場	電話番号	受付時間
① 静岡県精神保健福祉センター （静岡市駿河区有明町 2-20）	054-286-9245	平日 8：30～17：00
② 東部総合庁舎 （沼津市高島本町 1-3）		
③ 中遠総合庁舎 （磐田市見付 3599-4）		

（2）静岡市、浜松市にお住まいの方

面接相談を市内の精神保健福祉センターで実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

会 場	電話番号	受付時間
静岡市こころの健康センター （静岡市葵区柚木 1014 番地）	054-262-3011	平日 9：00～17：00
浜松市精神保健福祉センター （浜松市中区中央一丁目 12-1）	053-457-2709	平日 8：30～17：15

2 保健所等

静岡県内の保健所等では、精神保健福祉に関する相談を受け付けています。

機 関 名	所管区域	電話番号
賀茂健康福祉センター	下田市・東伊豆町・ 河津町・南伊豆町・ 松崎町・西伊豆町	0558-24-2056
熱海健康福祉センター	熱海市・伊東市	0557-82-9121
東部健康福祉センター	沼津市・三島市・ 裾野市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・ 長泉町	055-920-2087
東部健康福祉センター修善寺支所	伊豆市	0558-72-2310
御殿場健康福祉センター	御殿場市・小山町	0550-82-1222
富士健康福祉センター	富士市・富士宮市	0545-65-2155
中部健康福祉センター	島田市・焼津市・ 藤枝市・川根本町	054-644-9281
中部健康福祉センター榛原分庁舎	牧之原市・吉田町	0548-22-1151
西部健康福祉センター	磐田市・袋井市・ 森町	0538-37-2252
西部健康福祉センター掛川支所	掛川市・菊川市・ 御前崎市	0537-22-3263
西部健康福祉センター浜名分庁舎	湖西市	053-594-3661
静岡市保健所精神保健福祉課	静岡市	054-249-3174
浜松市障害保健福祉課	浜松市	053-457-2213

3 関係事業者

静岡県内の公営競技事業者は、競技開催日に相談窓口を設けています。静岡県遊技業協同組合においても、相談窓口を設けています。

また、事業者団体が設立した相談窓口においても、相談を受け付けています。

【県内関係事業者の相談先】

相談窓口	電話番号	受付時間
静岡競輪場		
伊東温泉競輪場		
ボートレース浜名湖		
浜松オートレース場		
静岡県遊技業協同組合		

【事業者団体が設立した相談窓口】

相談窓口	電話番号	受付時間
公営競技ギャンブル依存症 カウンセリングセンター	0120-321-153	平日 9:00~20:00
ギャンブル依存症予防回復支援 センター	0120-683-705	年中無休・24時間受付
リカバリーサポート・ネットワーク (RSN)	050-3541-6420	平日 10:00~21:30

4 依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関

静岡県内の依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関は以下のとおりです。

医療機関名	電話番号	受付時間
聖明病院	0545-36-0277	
服部病院	0538-32-7121	

5 自助グループ

ギャンブル等依存症に関する自助グループとして、静岡県内にはGAやギヤマノン※があり、県内各地でミーティング等が行われています。

※GA（ギャンブラーズ・アノニマス）

強迫的ギャンブルからの回復を目指す人が集まる自助グループ

※ギヤマノン（GAM-ANON）

ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ

グループ名	連絡先
GA（GA日本インフォメーションセンター）	ホームページ：http://www.gajapan.jp/ FAX番号：050-3737-8704 メールアドレス：gajapan@rj9.so-net.ne.jp
ギヤマノン（一般社団法人ギヤマノン日本サービスオフィス）	ホームページ：http://www.gam-anon.jp/ 電話・FAX番号：03-6659-4879 （受付時間：月曜日・木曜日 10:00-12:00 年末年始を除く・祝日も対応）

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に係るアンケート調査

アンケート調査の概要

1 調査目的	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するにあたり、本県におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における協議の参考とするため、アンケート調査を実施した。																																						
2 調査期間	令和2年10月8日（木）から令和2年10月26日（月）まで																																						
3 調査対象	① 県内の精神科医療機関 （精神科病院、精神科のある病院、精神科クリニック） ② 関係事業者（公営競技事業者、遊技業協同組合） ③ 県内保健所、精神保健福祉センター ④ 県内消費生活センター（県民生活センター含む） ⑤ 県警生活保安課 ⑥ 県内のギャンブル等依存症の当事者（GA静岡グループ） ⑦ 県内のギャンブル等依存症の家族（ギャマノン静岡） ⑧ 県弁護士会、県司法書士会																																						
4 調査方法	調査票を郵送又はメール配布、郵送、メール及びFAXにて回収																																						
5 回答数	【回答数】計160 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">調査対象数</th> <th style="width: 15%;">回答数</th> <th style="width: 30%;">回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 精神科医療機関</td> <td>148</td> <td>91</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>② 関係事業者</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>③ 保健所 精神保健福祉センター</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>④ 消費生活センター</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 県警生活保安課</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 当事者</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 家族</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧ 弁護士会、司法書士会</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※④消費生活センターとは、独立行政法人国民生活センターホームページ掲載の静岡県の消費生活センター数			施設名	調査対象数	回答数	回答率	① 精神科医療機関	148	91	61%	② 関係事業者	5	5	100%	③ 保健所 精神保健福祉センター	12	11	92%	④ 消費生活センター	31	26	84%	⑤ 県警生活保安課	1	1	100%	⑥ 当事者	—	17	—	⑦ 家族	—	8	—	⑧ 弁護士会、司法書士会	—	1	—
施設名	調査対象数	回答数	回答率																																				
① 精神科医療機関	148	91	61%																																				
② 関係事業者	5	5	100%																																				
③ 保健所 精神保健福祉センター	12	11	92%																																				
④ 消費生活センター	31	26	84%																																				
⑤ 県警生活保安課	1	1	100%																																				
⑥ 当事者	—	17	—																																				
⑦ 家族	—	8	—																																				
⑧ 弁護士会、司法書士会	—	1	—																																				
6 調査結果	別紙「ギャンブル等依存症に係るアンケート調査 調査結果 意見概要」のとおり																																						

ギャンブル等依存症に係るアンケート調査 調査結果 意見概要

1 医療機関 【調査対象】148 病院 【回答数】91 病院 【回答率】61%

ギャンブル等依存症に係る診療を実施するに当たっての課題

- ・ 専門医の不在
- ・ 人員、経験などが不足しており、専門のプログラムを実施することが難しい。
- ・ 医師、看護師、心理スタッフ、ソーシャルワーカーなどの教育ができない。
- ・ 自助グループにつながるものがよいが、地域にそのような組織がない所が多い。
- ・ ギャンブル等依存症について治療を受けるべきかどうかの基準が一般には殆ど知られていない。有効な啓蒙が必要と思われる。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 医療機関における人材育成
- ・ 自助グループの活動の周知啓発、医療機関とのつながり
- ・ ギャンブル等依存症に関する県民への普及啓発

2 関係事業者 【調査対象】5 機関 【回答数】5 機関 【回答率】100%

ギャンブル等依存症に係る相談支援を実施するに当たっての課題

- ・ ギャンブル等依存症相談窓口の対応実績がない
- ・ ギャンブル等依存症に係る専門知識をもった職員いない。相談を受けても専門機関（精神保健福祉センター等）につなぐのみとなる。
- ・ 依存症担当者が専属ではないため、通常業務との兼ね合いや現担当者が異動した場合の知識や経験の継承に不安。

ギャンブル等依存症対策に係る体制整備（職員配置、人材育成）に当たっての課題

- ・ 依存症担当者が専属ではないため、通常業務との兼ね合いや現担当者が異動した場合の知識や経験の継承に不安。
- ・ 利用者本人から相談はなく、利用者の生活実態も分からないため、ギャンブル等依存症である者であるかの判断が難しい。
- ・ 講習会未受講に対する受講要請

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等依存症担当者の研修
- ・利用者に対する依存症相談窓口の周知
- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）との連携

3 保健所、精神保健福祉センター

【調査対象】12 機関 【回答数】11 機関 【回答率】92%

ギャンブル等依存症に係る相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブル依存症の方から相談があった際の対応の知識・スキルが不足している。
- ・スクリーニングや支援プログラムの技法がなく、相談が来ても傾聴するだけになる。
- ・自助グループとのネットワークが構築されていない。連携している適切なつなぎ場所がない。

○アンケートより見えてきた課題

- ・精神保健に関する相談を実施する支援者に対する研修の実施
- ・自助グループとのネットワークの構築

4 消費生活センター 【調査対象】31 機関 【回答数】26 機関 【回答率】84%

ギャンブル等を原因とした金銭トラブルに関する消費生活相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブルが原因で多重債務になってしまった人は、債務整理をしても、再びギャンブルにのめり込んで借金をし、多重債務になるということを繰り返すことが多い。
- ・本人以外の方の相談である場合、家族は疲弊し、本人はギャンブルをやめず、債務整理をする気がない。本人からは更に借金したいという要望が多く、借金をしないように正す助言が多い。
- ・精神疾患を抱えている相談者も多く、専門外のため対応に苦慮している。

○アンケートより見えてきた課題

- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）や自助グループとの連携
- ・家族が相談できる機関へのつなぎ
- ・本人のギャンブル等の繰返しを断つこと

5 県警 【調査対象】 1機関 【回答数】 1機関 【回答率】 100%

風営法等の規則に基づく広告・宣伝や遊技機に関する指導をするに当たっての課題

- ・ 広告・宣伝の指導 「表現の自由」等との関係について
- ・ 遊技機の指導 台数が約12万5千台と膨大であること。

違法賭博の取締りに当たっての課題

- ・ 潜在性が高い。
- ・ 摘発を逃れるため、短期間で移転する等している。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 風営法等の規則に基づく指導の継続
- ・ 違法賭博に対する厳格な取締り

6 当事者 【回答数】 17名

行政機関や医療機関等に期待すること

- ・ 当事者だけでは解決できない事が多い為、相談機関等を増やしてほしい。(家族等も含め。)
- ・ 依存症に対する社会の理解度が低く「だめな奴」との評価である。本人への治療と社会の啓蒙が必要であると思う。
- ・ GAの活動を知ってもらう取組が必要

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 当事者や家族に対する相談支援機関の周知、相談支援機関の充実
- ・ ギャンブル等を含めた依存症に関する社会への普及啓発
- ・ GA等の自助グループの活動についての普及啓発

7 家族 【回答数】 8名

行政機関や医療機関等に期待すること

- ・ギャンブル依存症は本人と共依存の問題である事をもっと周知すべき。依存症の方は病気である事をもっと大きく知らせるべき。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等を含めた依存症に関する社会への普及啓発

8 司法 【回答数】 1機関

ギャンブル等を原因とした金銭トラブルに関する相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブル依存が原因で刑事事件の被疑者・被告人となってしまった者についての入口・出口支援

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等により罪を犯した者も含めた多重債務問題への取組
- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）や自助グループへのつなぎ

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条)

第三章 基本的施策(第十四条—第二十三条)

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部(第二十四条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依

存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。
(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。
(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。
(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基

本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を

深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立され

た法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三〇年政令第二八五号で平成三〇年一〇月五日から施行)

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。